

## 亀岡市こどもの貧困の解消に向けた対策会議の概要について

- ◎会議の名称 亀岡市こどもの貧困の解消に向けた対策会議  
(旧 亀岡市子どもの貧困対策会議)
- ◎設置根拠 亀岡市こどもの貧困の解消に向けた対策会議設置要綱第1条
- ◎設置年月日 令和2年12月17日
- ◎主な所掌事務 (1) こどもの貧困の解消に向けた対策計画策定に係る意見の交換  
(2) その他こどもの貧困の解消に向けた対策に関すること。
- ◎構成メンバー 委員数9人(別添の委員名簿のとおり) ※任期：2年間
- ◎会議経過及び国の動向等
- 【令和2年度】⇒ こどもの生活状況調査結果等に係る審議ほか  
令和2年12月17日 令和2年度 第1回会議開催
- 【令和3年度】⇒ こどもの貧困対策計画の策定に向けた審議ほか  
令和3年 5月26日 令和3年度 第1回会議開催  
令和3年10月14日 令和3年度 第2回会議開催  
令和4年 3月 令和3年度 第3回会議開催(書面会議)  
// 『亀岡市子どもの貧困対策推進プラン』策定
- 【令和4年度】⇒ 「こども基本法」制定
- 【令和5年度】⇒ 「こども大綱」閣議決定
- 【令和6年度】⇒ 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」一部改正  
➔ 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」へ
- ◎『子どもの貧困対策推進プラン』について
- ・計画期間：令和4年度から令和7年度(4年間)  
(概要については、別添資料2のとおり)
- ◎市の所管部署 亀岡市こども未来部子育て支援課